

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年9月21日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝電材マーケティング株式会社に対して訴訟が提起されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝電材マーケティング株式会社(以下「TSDM」)
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2
代表者 金子 泰生(代表取締役社長)

(2) 当該訴訟の提起があった年月日等

訴訟提起があった日 2017年9月7日
訴状送達があった日 2017年9月15日

(3) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

名 称：株式会社きんでん (以下「原告」)
住 所：大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番41号
代表者：前田 幸一(代表取締役)

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

原告は、TSDMが太陽光発電の単結晶パネル生産再開に関する正確な情報を伝えていなかったことに起因して原告の顧客より単結晶パネルでの再施工および損害賠償を求められたことに基づき、損害を被ったと主張し、約1億877万円の損害賠償を請求する訴訟を提起しました。

以 上